

第五十八号議案

東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。  
第二条第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤及び」を「覚醒剤及び」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）第四条（覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日から施行する。

（提案理由）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）の施行による覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。